

税金

29年度固定資産税・都市計画税納税通知書を5月上旬に送付

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

5月上旬に納税通知書を送付しますので、ご確認ください。



29年度軽自動車税納税通知書を5月上旬に送付

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(または使用者)に課税されます。

5月上旬に納税通知書を送付しますので、ご確認ください。
 ※4月2日以降に名義変更や廃車の手続きをしても、その年度分は課税。払い戻し不可
 ◆軽自動車税の減免申請は5月31日(水)まで

対象 身体に障がいがあるなど、一定の要件に該当する人

※1人1台に限る

※同じ車両でも毎年申請が必要

※詳しくは納税通知書に同封のチラシ参照

申請に必要な物

○納税義務者の個人番号カードまたは通知カード

○納税義務者の身元確認書類(個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証のうち1点)

○29年度軽自動車税納税通知書

○身体障がい者手帳など

○軽自動車を運転する人の運転免許証

○印鑑(スタンプ印は不可)

※状況確認書や診察券の写しなどは問い合せ

どが必要な場合あり
 ※身体障がい者手帳などは29年4月1日現在、交付を受けているもの



固定資産税・都市計画税第1期分、軽自動車税全期分の納付期限は5月31日(水)

固定資産税・都市計画税第1期分、軽自動車税全期分の納付期限は5月31日(水)です。納付期限までに納めてください。また、市税の納付には便利で安全・安心な口座振替をご利用ください。

※金融機関のキャッシュカードがあれば、納税課窓口で簡単に口座振替の登録可。詳しくは問い合せ

日曜市税納付相談

平日に相談できない人はご利用ください。

5月28日(日)
 午前10時～午後3時

納税課(市役所別館2階)

※証明書発行業務などは不可

問合先 納税課

【納付にこして】

☎06(6902)59315

【口座振替にこして】

☎06(6902)59315

自動車税の納付期限は5月31日(水)

自動車税の納付期限は5月31日(水)です。納税通知書に記載の金融機関やコンビニなどで納付期限までに納めてください。

※ペイジー収納での納税も可。詳しくは各金融機関で確認

問合先

府自動車税コールセンター

☎0570-020156

◆口座振替が便利です

保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。保険収納課窓口では、金融機関のキャッシュカードで簡単に口座振替の登録ができます。

※詳しくは問い合せ

問合先

保険収納課

☎06(6902)5994

◆日曜納付相談

5月28日(日)

午前10時～午後3時

納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

☎06(6902)59399

保険

28年度保険料の納め忘れはありませんか

納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

後期高齢者医療高額療養費制度の見直し

29年8月と、30年8月に後期高齢者医療高額療養費の自己負担限度額の改正が実施されます。

※入院時の食事代や差額ベッド代など保険診療外の費用を除く
 ※月の途中で75歳になる場合、誕生日は、誕生日前に加入していた医療保険制度と誕生日以後の後期高齢者医療制度の自己負担限度額が、それぞれ通常月の2分の1

◆29年8月からの自己負担限度額と判定基準

所得区分	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税所得145万円以上	3割	5万7600円	8万100円+1%(注1) (4万4400円)(注2)
一般	1割	1万4000円 (年間14.4万円上限)	5万7600円 (4万4400円)(注2)
低所得Ⅱ(注3)		8000円	2万4600円
低所得Ⅰ(注4)		8000円	1万5000円

(注1) 医療費が26万7000円を超えた場合、超えた分の1%を加算
 (注2) ()内の金額は年3回以上該当した場合の4回目以降の額
 (注3) 同一世帯員全員が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外の被保険者
 (注4) 同一世帯員全員が住民税非課税かつ個々の所得が0円の被保険者(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)または同一世帯員全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している被保険者

◆30年8月からの自己負担限度額と判定基準

所得区分	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税所得690万円以上	3割	25万2600円+1%(注1)	(14万100円)(注4)
課税所得380万円以上		16万7400円+1%(注2)	(9万3000円)(注4)
課税所得145万円以上		8万100円+1%(注3)	(4万4400円)(注4)
一般	1割	1万8000円 (年間14.4万円上限)	5万7600円 (4万4400円)(注4)
低所得Ⅱ(注5)		8000円	2万4600円
低所得Ⅰ(注6)		8000円	1万5000円

(注1) 医療費が84万2000円を超えた場合、超えた分の1%を加算
 (注2) 医療費が55万8000円を超えた場合、超えた分の1%を加算
 (注3) 医療費が26万7000円を超えた場合、超えた分の1%を加算
 (注4) ()内の金額は年3回以上該当した場合の4回目以降の額
 (注5) 同一世帯員全員が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外の被保険者
 (注6) 同一世帯員全員が住民税非課税かつ個々の所得が0円の被保険者(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)または同一世帯員全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している被保険者

問合先 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06(4790)2031
 健康保険課 ☎06(6902)5697

広報かどま

まちなび

生産緑地地区追加指定の募集

生産緑地地区制度は、市街化区域内で緑地やオープンスペースなどの役割を持つ農地を保全し、良好な都市環境の形成を目的とする制度です。

市では、生産緑地法で定められた要件を満たし、市の基準に該当する農地を募集します。

申請方法

5月1日(月)～31日(水)に申請書を持って直接

※郵送は受付不可

※申請書は都市政策課で配布または市ホームページからダウンロード可。詳しくは市ホームページ参照

松原南調節池の見学会を開催

松原南調節池の見学会を開催します。当日は、調節池がある東大阪市花園中央公園で、東大阪市民ふれあい祭りが同時開催されます。

5月14日(日)
 午前10時～午後4時

※受け付けは随時。当日会場へ直接

松原南調節池(東大阪市松原南1丁目花園中央公園内)

費用 無料

注意事項

○見学の所要時間は約15分
 ○小学校低学年以下の子どもは保護者同伴
 ○動きやすい服装で参加
 ○公共交通機関などで来場
 ○当日の天候や施設の状況により中止する場合あり

主催 寝屋川流域協議会

問合先

大阪市下水道河川部調整課

☎06(6615)75993

29年度後期高齢者医療保険料の算定方法

$$\text{年間の保険料} = \text{被保険者均等割額} + \text{所得割額}$$

被保険者均等割額 被保険者1人当たり 5万1649円

所得割額 賦課のもととなる所得金額 × 所得割率10.41%

※年間の保険料限度額は57万円

29年度後期高齢者医療保険料の軽減

後期高齢者医療保険料の軽減は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市区町村から提供された所得情報に基づいて判定するため、申請は不要です。ただし、所得を申告していない場合は、市役所後期高齢者医療担当窓口への簡易申告が必要で

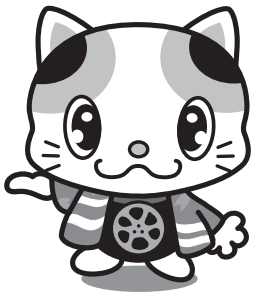
○被保険者均等割額の軽減…世帯の所得水準に応じて軽減
 ○所得割額の軽減…所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる所得金額が58万円以下の人は、29年度で所得割額を一律2割軽減

※収入のあった年の12月31日現在、65歳以上の人で、年金収入のみの方は、収入が21万円以下の人に適用

◆30年度分以降、所得割額の軽減措置は廃止

○会社の健康保険などの被扶養者だった人の保険料の軽減…後期高齢者医療制度に加入する日の前日、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者(国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象外)だった人は、当面の間、所得割額は課されず、29年度は被保険者均等割額の7割を軽減

※30年度分保険料を算定する際、被保険者均等割額の5割を軽減。31年度以降分保険料を算定する際、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、被保険者均等割額の5割を軽減



※世帯の所得にのじた均等割額の9割または8割軽減に該当する人は、それぞれの軽減割合を適用

問合先

大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課

☎06(4790)20288

健康保険課 ☎06(6902)59997